

議案第 2 号資料

柏市教育福祉会館条例の一部を改正する条例について

柏市教育福祉会館条例（昭和56年柏市条例第11号）新旧対照表

改正前	改正後
<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>市民の文化・教養の向上及び福祉の増進を図るため、教育福祉会館(以下「会館」という。)を設置する。</u></p> <p>(施設)</p> <p>第3条 <u>会館に次に掲げる施設を置く。</u></p> <p>(1) <u>公民館</u></p> <p>(2) <u>老人福祉センター</u></p> <p>(3) <u>柏市障害福祉就労支援センター</u></p> <p>(4) <u>地域福祉センター</u></p> <p>(関係条例)</p> <p>第4条 <u>次に掲げる施設の管理運営については、当該各号に掲げる条例及びこれに基づく規則の定めるところによる。</u></p> <p>(1) <u>公民館 柏市公民館条例(昭和39年柏市条例第10号)</u></p> <p>(2) <u>老人福祉センター 柏市老人福祉センター条例(昭和49年柏市条例第36号)</u></p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第5条 <u>地域福祉センターの管理は、法人その他の団体であって本市が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。(指定管理者に行わせる業務の範囲)</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>多様な市民が集い、つながり、及び地域へ広がるための環境を提供し、並びに市民による自立的な地域活動を推進することにより、教育及び福祉の相互充実を図るとともに、地域共生社会を実現するため、教育福祉会館(以下「会館」という。)を設置する。</u></p> <p>(公民館及び総合福祉センター)</p> <p>第3条 <u>会館に公民館及び総合福祉センターを置く。</u></p> <p>(関係条例)</p> <p>第4条 <u>公民館の管理運営については、柏市公民館条例(昭和39年柏市条例第10号)及びこれに基づく規則の定めるところによる。</u></p> <p>(協議会)</p> <p>第4条の2 <u>教育と福祉の各分野における連携及び協働並びに会館の自立的な運営を推進するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により、柏市教育福祉会館運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。</u></p> <p>2 <u>協議会は委員12人以内をもって組織し、委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</u></p> <p>(1) <u>社会教育の関係者</u></p> <p>(2) <u>地域福祉の関係者</u></p> <p>(3) <u>学識経験者</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者</u></p> <p>3 <u>委員の任期は2年以内とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。</u></p> <p>4 <u>前3項に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p>第5条及び第6条 削除</p>

第6条 前条の規定により指定管理者に行わせる地域福祉センターの管理に係る業務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 次条ただし書の規定による開館時間の変更並びに第6条の3ただし書の規定による休館日の変更及び臨時の休館に関すること。

(2) 第7条の規定による使用の許可等、第7条の2の規定による使用中止の届出及び第8条の規定による許可の取消し等に関すること。

(3) 第8条の3の規定による入館の禁止等に関すること。

(4) 地域福祉の増進のための事業の実施に関すること。

(5) 地域福祉センターの施設、設備等の維持管理に関すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(開館時間)

第6条の2 地域福祉センターの開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

(休館日)

第6条の3 地域福祉センターの休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、市長の承認を得て、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(2) 1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで

(開館時間)

第6条の2 総合福祉センター(以下「センター」という。)の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第6条の3 センターの休館日は、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(団体の登録)

第6条の4 センターを使用しようとする団体(規則で定める団体に限る。)は、規則で定めるところにより他に優先して第7条第2項の申請をしようとするときは、あらかじめ市長の登録(以下「登録」という。)を受けなければならない。

2 登録を受けようとする団体は、規則で定めるところにより、市長に申請をしなければならない。

(解散等の届出)

第6条の5 登録を受けた団体は、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 当該団体を解散したとき。

(2) 登録を受けた事項に変更が生じたとき。

(登録の取消し等)

第6条の6 市長は、登録を受けた団体が前条第1号の規定に該当する旨の届出をしたときは、当

(使用の許可等)

第7条 柏市障害福祉就労支援センター又は地域福祉センター(以下「センター」という。)を使用しようとするものは、市長(地域福祉センターにあっては、指定管理者。以下この条から第8条まで及び第8条の3において同じ。)の許可を受けなければならない。

2から4まで 略

(禁止事項)

第8条の2 使用者及びセンターに入館する者は、

該団体の登録を取り消すものとする。

- 2 市長は、登録を受けた団体が次の各号のいずれかに該当するとき又は市長が特に必要があると認めるときは、当該団体の登録を取り消し、又は登録の効力を停止することができる。
- (1) 前条各号のいずれかに該当する場合であつて、その旨の届出をしないとき。
 - (2) 偽りその他不正の手段により登録を受けたとき。
 - (3) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(使用の許可等)

第7条 次に掲げる施設を使用しようとするものは、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 多目的研修室
- (2) 講座室
- (3) 活動室
- (4) 障害者活動センター

2から4まで 略

(使用料)

第8条の2 使用者は、第7条第1項第1号から第3号までに掲げる施設を使用するときは、別表に定める額の使用料(以下「使用料」という。)を納付しなければならない。

- 2 使用料は、施設を使用する日にあらかじめ納付しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第8条の2の2 市長は、規則で定めるところにより、使用料の減額又は免除をすることができる。

- 2 前項の減額又は免除を受けようとする使用者は、規則で定めるところにより、市長に申請をしなければならない。ただし、市長が申請を要しないと認めるときは、この限りでない。

(使用料の返還)

第8条の2の3 既に納付した使用料は、返還しない。ただし、市長は、規則で定めるところにより、当該使用料の全部又は一部の返還をすることができる。

- 2 前項ただし書の返還を受けようとする使用者は、規則で定めるところにより、市長に申請をしなければならない。ただし、市長が申請を要しないと認めるときは、この限りでない。

(禁止事項)

第8条の2の4 使用者及びセンターに入館する

センターの施設又は敷地内において、次に掲げる行為をしてはならない。

(1)及び(2) 略

(3) 所定の場所以外において、飲食し、喫煙し、又は火気を使用すること。

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(市長による管理)

第9条 指定管理者の指定の取消し等により指定管理者に地域福祉センターの管理を行わせることができない場合におけるこの条例の規定の適用については、第6条の2及び第6条の3中「指定管理者が必要と認めるときは、市長の承認を得て」とあるのは「市長が必要と認めるときは」と、第7条第1項中「市長(地域福祉センターにあっては、指定管理者。以下この条から第8条まで及び第8条の3において同じ。)」とあるのは「市長」とする。

者は、センターの施設又は敷地内において、次に掲げる行為をしてはならない。

(1)及び(2) 略

(3) 所定の場所以外において、飲食し、又は火気を使用すること。

(4) 喫煙をすること。

(5) 略

(6) 略

(7) 略

第9条 削除

別表(第8条の2第1項)

時間 区分	金額(円)		
	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで
多目的研修 室1	530	530	530
多目的研修 室2	530	530	530
多目的研修 室1・2	780	780	780
講座室	530	530	530
活動室	420	420	420

柏市老人福祉センター条例（昭和49年柏市条例第36号）新旧対照表（附則第2項関係）

改正前	改正後														
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>柏寿荘 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中央老人福祉センター</td> <td>柏市柏五丁目8番12号</td> </tr> <tr> <td colspan="2">南部老人福祉センター及び沼南老人福祉センター 略</td> </tr> </tbody> </table> <p>(休館日)</p> <p>第2条の5 センターの休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、市長の承認を得て、これを変更し、又は臨時に休館することができる。</p> <p>(1) 略</p>	名称	位置	柏寿荘 略		中央老人福祉センター	柏市柏五丁目8番12号	南部老人福祉センター及び沼南老人福祉センター 略		<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>柏寿荘 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">南部老人福祉センター及び沼南老人福祉センター 略</td> </tr> </tbody> </table> <p>(休館日)</p> <p>第2条の5 センターの休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、市長の承認を得て、これを変更し、又は臨時に休館することができる。</p> <p>(1) 日曜日</p> <p>(2) 略</p>	名称	位置	柏寿荘 略		南部老人福祉センター及び沼南老人福祉センター 略	
名称	位置														
柏寿荘 略															
中央老人福祉センター	柏市柏五丁目8番12号														
南部老人福祉センター及び沼南老人福祉センター 略															
名称	位置														
柏寿荘 略															
南部老人福祉センター及び沼南老人福祉センター 略															

(2) 略

(3) 次に掲げるセンターの区分に応じ、それぞれに定める日

ア 柏寿荘, 南部老人福祉センター及び沼南老人福祉センター 日曜日

イ 中央老人福祉センター 月曜日

(3) 略